

1997年(平成9年)9月25日

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市情報公開審査会
会長 保住昭一

情報公開の請求拒否処分に関する異議申立てについて(答申)

平成8年11月19日付けで諮問された「平成5年12月16日締結した横浜市の高速度鉄道建設工事と藤沢市の地下公共施設躯体築造工事との同時施行に関する協定書」の一部非公開の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

藤沢市が「平成5年12月16日締結した横浜市の高速度鉄道建設工事と藤沢市の地下公共施設躯体築造工事との同時施行に関する協定書」(以下「本件文書」という。)の情報公開請求に対し、平成8年10月14日付けでした一部非公開処分のうち、非公開とした部分は全部公開とすべきである。

2 事実

- (1) 異議申立人は、平成8年7月3日に、藤沢市長に対し本件文書について藤沢市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条の規定により、閲覧等の請求を行った。
- (2) 藤沢市長は、同年7月12日付けで、条例第8条第2項の規定により、異議申立人に対し期間延長の通知を行った。
- (3) 藤沢市長は、同年10月14日付けで、異議申立人に対し一部非公開の決定を行った。
- (4) 異議申立人は、同年11月8日付けで、藤沢市長に対し一部非公開の取消を求める

異議申立てを行った。

- (5) 藤沢市長は、同年11月19日付けで、条例第12条第2項の規定により、本件異議申立てを藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人の異議申立ての趣旨は、本件文書について平成8年10月14日付けの藤沢市長の一部非公開とした処分の取消を求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、藤沢市長が、本件文書について条例第6条第1項第3号イ及び同号ウに該当するとした一部非公開の決定は、次に掲げる理由から条例の解釈及び適用を誤っている、というものである。

横浜市はすでに市営地下鉄の湘南台延伸の工事の入札価格を公開している。また事業費の全体についても、都市計画において公開済みである。相模鉄道株式会社も事業の認定や広告縦覧において事業費の全体を公開している。

藤沢市は工事費の一部について未発注工事があり、将来の契約予定価格等が推定されられているが、横浜市も相模鉄道株式会社もすでに事業費を公開していることでもあり、別に非公開とすべきものではない。

公共事業の基礎的調査事項は住民に対し公開されるべきものとするのが裁判所の見解である。

したがって、藤沢市においても、事業費の全体にわたり入札価格は公開すべきものである。

4 実施機関の職員（湘南台地下鉄推進事務所職員）の説明要旨

(1) 本件文書の内容

藤沢市は、横浜市の市営地下鉄1号線及び相模鉄道株式会社のいずみ野線の湘南台駅乗り入れに伴う、地下広場、地下自由通路、地下自動車駐車場、地下自転車駐車場等の公共施設整備に関して、横浜市、相模鉄道株式会社、関係機関、地元等との協議、調整を行い、事業の推進を図ってきている。

湘南台駅周辺の公共施設は、鉄道施設と一体構造となるため、躯体築造工事等に

ついて、東口側を横浜市、小田急線下を小田急電鉄株式会社、西口側を相模鉄道株式会社の3者に施行依頼をしている。

本文書は、横浜市と藤沢市との間の、横浜市の高速度鉄道建設工事と藤沢市の地下公共施設躯体築造工事（以下「本件工事」という。）との同時施行に関する工事協定書である。

(2) 非公開とする理由

条例第6条第1項第3号イの該当性

本文書は、横浜市と藤沢市が締結した本件工事の工事協定書である。本件工事の工事費については、一部未発注工事（換気塔及び地上への出入口等の付帯工事）があり、将来の契約予定価格等が推定されるものであって、これを公開すると、事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第1項第3号イに該当する。

条例第6条第1項第3号ウの該当性

本件工事は、横浜市が藤沢市より受注して施行するもので、横浜市が定めた積算要領により積算している等の状況から、横浜市との協力関係を維持する必要がある。

本文書を公開すると、横浜市との協力関係を著しく損なうおそれがあるため条例第6条第1項第3号ウに該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 本文書の性格

本文書は、横浜市営地下鉄1号線及び相模鉄道いずみ野線の湘南台駅乗り入れに伴う、本件工事の同時施行に関して、藤沢市と横浜市との間で平成5年12月16日に締結された工事協定書であって、前記2線の湘南台駅への乗り入れに伴い、藤沢市で整備する公共施設（東口地下広場・地下自由通路・地下自動車駐車場・地下自転車駐車場）が鉄道施設と一体であることから、藤沢市が横浜市交通局に土木工事を施行依頼したことを内容とするものである。

(2) 非公開理由の存否

実施機関は、本文書中の概算総額、負担額及び工事費・事務費等の負担内訳額の部分を条例第6条第1項第3号イ及び同号ウに該当するとして非公開とした。

条例第6条第1項は、実施機関が公開を拒むことのできる情報の一つとして、第3号に市政執行に関する情報を掲げ、そのイで市又は国等の機関が行う検査、監査

及び取締の計画、争訟及び交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題等の事務又は事業に関する情報であって、その性質上公開することによって次に掲げる場合のいずれかに該当するもの、と定め、その として、当該事務又は事業の公正かつ円滑な執行に著しく支障が生ずるおそれがある場合、を掲げている。

また、同号ウは、市の機関と国等の機関との間における協議又は依頼に基づき作成された情報であって、公開することにより国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの、を非公開事由と規定している。

まず、本件文書非公開部分の条例第6条第1項第3号イ 該当性につき検討する。本件文書中の工事費は、実施機関も言うように、公共工事の発注者である横浜市が、競争入札又は随意契約を行う際にその契約金額を決定するための基準となるもので、発注者が事前に作成する設計金額（予定価格）と言え、同号イに該当すると認められる。

そこで次に、さらに に定める、事務・事業の公正・円滑な執行に著しく支障が生ずる場合に該当するか否かについて判断する。

第3号イ が対象とするいわゆる行政運営にかかわる情報は、本来まさに情報公開の正面に据えられなければならない情報であり、非公開が認められるのは公開すると事務・事業の遂行が不可能とされたり、その目的が損なわれる場合などきわめて厳格かつ限定的に考えるべきであり、実施機関の主観による判断ではなく、具体的支障発生危険が高度の蓋然性をもって客観的に存在することが求められる。本件のように、住民の生活に重大な影響を及ぼす公共施設整備にかかわっては、とりわけ、可能な限り関係の情報を住民に提供することが要請される。

実施機関は、本件工事では、藤沢市委託の一部未発注工事があり、将来の契約予定価格が推定され、競争入札の効果を減殺するおそれがあるとともに、落札決定後の予定価格の公表も、同種工事の予定価格を類推されるおそれもあるなどとして非公開が妥当とし、 に該当する旨を主張するが、本件文書のような工事費の総額や負担額はもとより、きわめて大まかな分類による工事費内訳の公表などにより直ちに、一部未発注分の契約予定価格や将来の同種の工事の予定価格が厳密に推定若しくは類推され、競争入札の効果をほとんど減殺させるような支障が生ずる高度の蓋然性があるとまで言うのは、まったく同じ工事内容というのも想定しにくいことなども併せて考えると、困難であり、これに藤沢市では入札結果については従来から公表されてきたことや、公共事業、とりわけその公費使用への住民の監視の重要性も勘案すると、本件文書非公開部分はいずれも に該当しないと判断される。

次に、条例第6条第1項第3号ウ 該当性につき検討する。本件文書は、横浜市と藤沢市との間における協議に基づき作成された情報であり、ウ前段に該当すると認められる。

さらに、実施機関が主張するように、後段の「公開することにより国等との協力関係を著しく損なうおそれのある」情報に該当するか否か判断する。

このいわゆる協力関係維持情報該当性を考える際には、公開原則の観点からは、実施機関の主観的な判断や他機関側の一方的判断による過度の非公開を避け、他機関側の事務・事業への実質的で客観的な支障がある場合に限り非公開を認めるなどの厳格な解釈が求められる。これに鑑みると、本件文書の場合、公開による横浜市側の支障が、前述した条例第6条第1項第3号イの場合と同様の要件を実質的に満たす程度にまでその危険が存在するとは言い難く、本件非公開部分はいずれもうにも該当しないと判断される。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

審査会の処理経過

平成5年12月16日締結した横浜市の高速鉄道建設工事と藤沢市の地下公共施設躯体築造工事との同時施行に関する協定書

年 月 日	処 理 内 容
1996・11・19	・ 諮問
12・6	・ 審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
12・20	・ 市長から審査会に非公開理由説明書の提出
1997・1・7	・ 審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
1・16	・ 異議申立人から審査会に意見書の提出
1・17	・ 審査会から市長に意見書の写しを送付及び非公開処分に係る対象文書の提出要請
1・23	・ 審議
2・27	・ 実施機関からの意見聴取 ・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 審議
3・24	・ 審議
4・17	・ 審議
5・15	・ 審議
6・26	・ 審議
7・24	・ 審議
9・25	・ 答申

第6期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 1996.2.1 ~ 1998.1.31)

会長

会長職務代理者

氏名	役職名等
亀田 帛子	・ 津田塾大学学芸学部教授
高井 巖	・ (財) 湘南国際貿易観光会館専務理事
田島 泰彦	・ 神奈川大学短期大学部教授
長谷川 昇	・ 弁護士
保住 昭一	・ 明治大学法学部教授

(50音順)